



定款変更にあたっては 行政庁の認可が必要です!

4月の改正組合法施行に伴い、定款の見直しをしている組合も多いと思いますが、定款変更にあたっては、総会での特別議決の後、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じません。(組合法第51条の2)

認可を受けるには、「定款変更認可申請書」を作成して所管行政庁へ提出することが必要です。

申請書の作成につきましてご不明な点は、本会のHPの「各種様式」をご参照いただくか、直接お問い合わせ下さい。

なお、定款変更した条項が法に規定する登記事項(※)の場合には、行政庁の認可後に法務局へ登記の申請をしなければなりません。

また、上記以外でも法に規定する登記事項に変更があった場合は登記が必要ですので、こちらも十分注意して下さい。登記を怠りますと、登記懈怠となり過料が科せられます。特に、代表理事が再選された場合にも登記申請をしなければなりませんので十分注意して下さい。

(※) 法に規定する登記事項

- (1) 代表理事変更
- (2) 名称、地区、公告の方法の変更
- (3) 事業の変更
- (4) 出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額の変更
- (5) 事務所移転

山形県中小企業団体中央会の集団扱制度

会員事業所の皆様にご加入いただけます!

～集団扱制度は、個別で加入するよりも保険料が約9%安くなるお得な保険制度です～

グループ傷害保険



経営安心部長

「経営安心部長」は従業員の就業中の事故に備え、政府労災とは別に独自の補償をするプランです!



みんなの健保



高度先進医療など幅広い医療費用を補償します。
セカンドオピニオンサービスが付帯されます。

みんなで入るから、
保険料がお得!!!



富士火災海上保険株式会社

詳しいお問合せは

山形支店 〒990-0042 山形市七日町3-5-20(富士火災山形ビル) TEL.023-622-4322
米沢支店 〒992-0012 米沢市金池5-13-3(KRビル金池2F) TEL.0238-23-6321
酒田支店 〒998-0861 酒田市富士見町1-1-1(オフィスセンター富士見ビル1F) TEL.0234-26-0622